

○穴水町議会議員政治倫理条例

平成 16 年 3 月 16 日条例第 3 号
改正 平成 18 年 3 月 22 日条例第 17 号
改正 令和 7 年 3 月 19 日条例第 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、穴水町議会議員（以下「議員」という。）が、町政に対する町民の厳粛な信託に応えるため、公平不偏の立場を基本姿勢に政治倫理に徹した議員活動に取り組むことを目的とする。

(議員の責務)

第 2 条 議員は、町民全体の代表者として責任の重さを自覚するとともに、信頼される行動をし、地方自治の本旨に従い、その使命達成に努めなければならない。

2 政治倫理に反する事実があるとの疑惑を指摘された場合は、議員自らの潔い態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない。

(政治倫理基準)

第 3 条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 町の名誉を傷つけるような行為をしないこと。
- (2) 町民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。

(議員及び町民の審査請求)

第 4 条 議員及び町民は、第 3 条の規定に違反していると認められる議員があるときは、議員 2 名以上の連署又は町民の有権者 50 名以上の連署をもって、その代表者が、当該議員についての倫理基準違反の疑いがあることを証する書面を添えて、議長に対し審査の請求をすることができる。

(政治倫理審査会)

第 5 条 議長は、前条に規定する審査請求を受けたときは、これを審査するための議会に穴水町議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を請求を受けた日から 30 日以内に設置し、審査会は請求を受けた日から起算して 90 日以内にその審査結果を議長に文章で回答しなければならない。

2 審査会の委員は 6 人とし、議員の中から議長が議会に諮り選任する。

- 3 審査会の委員は、審査会が審査請求に対する審査結果を議長に報告したときをもって解任されるものとする。
- 4 審査会の委員は、公平かつ適切に職務を遂行するとともに職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 審査会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の合意により非公開とすることができる。
- 6 議長が審査対象議員となった場合は、副議長が議長の代行としてその職にあたる。

(政治倫理基準違反の審査)

第6条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、審査請求の適否及び政治倫理基準違反の存否について審査する。

- 2 審査会は、審査を行うため、規定に違反していると認められる議員、その他の関係者に対し資料の請求、又は事情聴取等、必要な調査を行うことができる。

(議員の協力義務)

第7条 審査請求の対象となった議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な書類を提出し、又は審査会の会議に出席して意見を述べなければならない。

(審査結果報告)

第8条 審査会は、審査を終えたときは、議長に審査結果報告書を提出するものとする。

- 2 議長は、前項の審査結果報告書が提出されたときは、その審査結果を第4条の代表者及び審査請求の対象者となった議員に、その概要を添えて通知するとともに公表しなければならない。

(審査結果の措置)

第9条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反していると認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、議会に諮り次に掲げる措置をとることができる。

- (1) 政治倫理基準を遵守させるための警告
- (2) 当該議員に対する辞職の勧告
- (3) その他議長が必要と認める措置

(その他)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、議長又は審査会が別に定める。

附 則

この条例は、現在の議会議員の任期が終了し、改選された期日をもって施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 22 日条例第 17 号）

この条例は、平成 19 年 4 月現在の議会議員の任期が終了し、改選された期日をもって施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 19 日条例第 9 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。